

都市祭礼の伝統と変容 —弘前の「喧嘩ネプタ」を中心に—

Studies on Tradition and Change in Urban Festival:
The Theme of Fighting in the City of Hirosaki Neputa Festival

鈴木 章生
Shousei SUZUKI

Abstract

Hirosaki City, Aomori Prefecture, during the seven days from August 1 each year, the festival will be held in various parts of the prefecture *Neputa*. *Neputa* Festival is a folk event sink that sleepiness, *Neputa* Festival of Hirosaki, which lasted until about 1933, a fight from the Edo period. The fight gave birth to live in different town or city you live in the samurai merchants. The fight was a brawl or hit the rocks before the hill and river. *Neputa* fight crackdown by police, there was criticism and loss of traditional local pride and spirit. Police or to the permit system, introduced a joint service and style, eventually, "show *Neputa* Festival" as the Board system was introduced. Energy fight rivalry with the past conflict, the place for contests, festivals *Neputa* among the postwar boom in tourism has been recognized as a result in the country, a successful fight to prevent.

Key Words : *Hirosaki Neputa* festival, fight, against relevant, tradition, change

キーワード：弘前、ねふた祭り、喧嘩、対抗関係、伝統、変容

はじめに

宗教学の柳川啓一は、「なぜ日本人は祭りに熱狂するのか」という単純素朴な課題を提示した。しかし、その答えは歴史学や民俗学からではなく、社会学や文化人類学などの分野から寄せられ、集合心性や対抗関係といった社会的な関係理論の解明によって明らかにされつつある。⁽¹⁾

近年の都市祭礼で熱狂的な話題を集めたのは、1992年に札幌で初めて開催されたYOSAKOIソーラン祭りである。バブル経済崩壊期の景気回復や地域活性化の救世主として全国各地に受け入れられた。すでに20年近く経過したなかで、イベント自体の変化、主催者・スポンサー・行政との関係、運営組織の実態など、関係者内外の対立や緊張関係が表面化し、そのことに注

目する研究者も少なくない。⁽²⁾

筆者は、都市祭礼の動向を理解するため、青森県内の「青森ねぶた」(写真1)、「弘前ねぶたまつり」(写真2)、「五所川原立佞武多祭り」、「黒石ねぶた祭り」(以上は、現在の公式な呼称)を調査・体験する機会を得た。ネブタ祭りは、毎年8月1日から7日までの間、青森県内各地で開催されるが、運行されるネブタは地域によって組ネブタであったり扇ネブタであったり、立ネブタであったりと形が異なる。

運行スタイルも地域によって違いが見られ、青森ねぶたではカラスハネトが一時期マスコミを騒がせるほど横行したが、観光客への安心安全を確保するため機動隊や警官を動員し、ネブタ自体の運行方法も変えるなど徹底した排除の姿勢が見られた。⁽³⁾

弘前ねぶたまつりでは、カラスハネトのような若者にもネブタを作って参加するよう要請し、結果として若者たちをうまく取り込むことに成功したという。⁽⁴⁾しかし、現在60歳前後の世代からは、大正・昭和初期の頃は派手な喧嘩が何度もあったという話を漏れ聞く。そのころの弘前のネブタは町内単位の運行で、道の譲り合いで喧嘩が起きたという。

小山隆秀も、「ネブタ・ネブタ習俗の変容過程を探る研究の基礎データ」として喧嘩事例を精力的に集め、疑戦的な習俗、儀礼的暴力の歴史があったことに関心を示しており、ねぶた祭りそのものの起源に固執した研究が喧嘩や騒乱を単なる周辺エピソードに追いやってきたとの課題を指摘している。⁽⁵⁾筆者もまた喧嘩ネブタの情報収集を試みたが、喧嘩に対する倫理観念上の意識もあってか、あまり多くを語ろうとはしないのが現状である。

歴史学においては網野善彦が説くように、古くから祭りと喧嘩の有縁の関係が指摘されてきた。⁽⁶⁾なぜ祭りというハレの場において喧嘩が正統化されるのか、澤登寛聡は近世社会における一揆や騒動が、「神のもとに平等に保証される」との観念を認め、祭礼はこうした観念を継続的に保証する儀礼だと論じた。⁽⁷⁾しかしながら柳田國男が指摘するように当該地域のねぶた祭りは特定の神祭りではなく、夏の疲れや悪疫を払う「眠り流し」の行事という見解が一般的である。⁽⁸⁾本来は旧暦の7月1日から7日までの間、夏の睡魔や疲労を「人形」に託して川や海に払い流す行事で、全国的にも認められる七夕祭りや虫送りの行事と同類であるとの認識がある。⁽⁹⁾神が存在しない祭りにもかかわらず喧嘩が生じる背景は何か。喧嘩に対する規制と沈静化に対してどのような取り組みがなされたのかその過程を明らかにしたい。

本稿では、現在の各所の祭りの呼称を尊重するが、文献上での確認が曖昧なので山車としての呼称はネブタ、祭り全体を指すことばとしては「ネブタ祭り」と統一表記する。

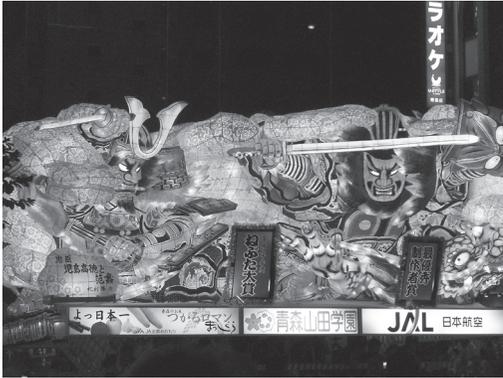


写真1 組ネブタが主流の青森ネブタ
(2008年筆者撮影)



写真2 扇型ネブタが主流の弘前ネブタ
(2008年筆者撮影)

1 江戸時代の眠り流しと津軽藩士

(1) 藩主高覧

天明8年(1788)、江戸藩邸詰の津軽藩士比良野貞彦が初めて弘前に滞在して書き記した『奥明図彙』には、当時のネブタ祭りを「子むた祭」、「七夕祭」と称し、「睡ハ子ムタニテ流シ」でいたとある。⁽¹⁰⁾

この眠り流しはいつ頃までさかのぼれるのか。津軽藩の藩庁日記である「国日記」(弘前市立弘前図書館蔵)の享保5年(1720)7月6日の記事に、「今晚於同所眠流被遊高覧候」と眠り流しの初見記事が載せられている。⁽¹¹⁾これは前後の記事から五代藩主津軽信寿が家老とともに報恩寺へ参拜に出かけ、その夜同所の報恩寺において眠り流しを見たというものである。

また、享保7年(1722)7月6日の「国日記」には次のようにある。

一、今日四半過織座へ被為成候、御供廻り例之通、於同所祢ふた高覧被遊候、祢むた罷出候
順左之通、

一番 本町、親方町、鍛冶町

二番 茂森町

三番 土手町

四番 東長町、本寺町

五番 和徳町

六番 紺屋町

七番 亀甲町、田茂木町

八番 荒町

右之通祢むた流、紺屋町より春日町へ被通候、屋形様夜五時過被遊御帰城候⁽¹²⁾

この記事が「祢ふた」の名称が使われた初見である。「祢ふた」「祢むた」の両方が併記されており、まだ「ネブタ」「ネムタ」の呼称は定着していなかったと思われる。

この史料からは、1番から8番のネブタが紺屋町から春日町方面に向けて順に行列を組んで運行し、津軽藩主信寿は紺屋町にあった織座からそのネブタ巡行を高覧したことがわかる。

ここに出ている町の由来を整理してみると次のような特徴がある。1番の本町・親方町・鍛冶町はその名の通りの職人町で、親方町も馬で荷物を運ぶ荷駄方人足の親方衆が住む町人地。2番の茂森町は、城の南西の要所として藩政初期に町割りされた町人地。3番の土手町は、東側から城下に入る通りで土淵川の東側の商人町。4番の東長町・本寺町は、本寺町は現在の元寺町でそれに隣接するのが東長町。元は寺町であったが慶安2年(1649)に火事となって寺院は新寺町へ移転しその後商人町となる。5番の和徳町も東長町に続く東側で、土淵川の東側に位置する商人の町。6番の紺屋町も文字通り初期からある染物屋の町。7番の亀甲町は弘前城の北を守る意味で町割りされ、その道筋の田茂木町も家臣の城外移転でできた。8番の荒町は新町とも書く造り酒屋などのある商人町。岩木橋に向かう道筋で寛文5年(1665)までは江戸へ向かう道筋で「江戸道」とも呼ばれていた。

これら1番から8番に組織されたネブタ祭りの町組は、はっきりしない部分もあるがその大部分が商人・職人の住む町人地である。このことはネブタ祭りが町人を中心に行われた祭りであったことを示唆している。また史料には、紺屋町から春日町方面へネブタが通ったとあるが、春日町は侍町である。町人町が番組を組織してネブタを城下で巡行させていたことは理解できる。後掲図1の①～⑧を参照。

紺屋町は早くから染物関係の住む職人町で、織座はその工房があった中心的な存在。藩主がわざわざそこまで出向いてネブタを見ていたことになるが、眠り流しの主役はどうやら町人側にあることは確かのようなのである。

(2) 子どものネブタ流し

元文4年(1739)7月6日の「国日記」には次のようにある。

一、町中子供祢ふた流し候節、礫を打、或木太刀等二而打立候様成儀相聞候、左様之儀無之様、尤口論かましき儀無之様可被申付旨町奉行へ申遣也⁽¹³⁾

この史料からは、町人の子どもがネブタ流しに積極的に関与していたことがわかる。子どもが関与する祭りや行事は全国的に見ても多いことから、眠り流しや七夕祭りにおいて子どもが関わることは不思議なことではない。今でもネブタの行列において前ネブタと称する小規模なネブタを子ども中心に担ぐ。

子ども同士で礫を投げたり、木太刀によって乱暴を働いたりしたこともしばしばあったようで、とりわけ礫に関しては飛礫を打つ、石打ち、石投げなど歴史的にも民俗的にも深い意味を

持つ習俗である。⁽¹⁴⁾しかし、元文4年の「礫を打」がどのような形で、どのような目的や理由で行われてきたのかまではわからない。しかも「国日記」では「相聞候」とまるで巷間の出来事のような扱いである。

前述したようにネブタ祭りは町人らの行事であって武家が扱う儀礼や儀式ではないということが読み取れる。藩としては子どもたちの飛礫打ちや口論について町奉行を通じて禁止あるいは自粛を命じている。少なくとも藩の側からするとこの飛礫打ちや口論の類は悪習であり、城下の秩序を乱すものとみなしていたと理解できる。

(3) 藩士が関わるネブタ流し

ところが眠り流しに城下の藩士らも加わっていた様子が、前述の記事からおおよそ30年以上後になる安永4年(1775)7月7日の「国日記」の記録からうかがえる。

覚

昨四日之夜七夕祭、中町、在府町と申丁印二而、本町於三丁目致喧嘩、御家中召仕之内怪我等有之候段相聞得候、都而御家中よりの祢ふた前々停止之事に候得共、町々之儀者町内限祢ふた差出候儀不善段前々申付候間、御家中之儀者以来他町まで祢ふた丁印持参、口論構敷儀等無之様、二男三男并下々召仕之者迄急度申付置候様、此分当番通用可被申触候、以上

未七月

御目付中⁽¹⁵⁾

津軽藩では、「都而御家中よりの祢ふた前々停止之事」といつからかは筆者も確認をしていないが、以前から藩士らのネブタ祭り参加を認めておらず、目付からの触れによって藩士らに対する規制強化をはかっていることがわかる。

この史料では7月4日の夜の七夕祭に、中町と在府町が本町三丁目において喧嘩をして津軽藩の御家中の者が怪我をした事実の他に、①御家中からのネブタ禁止、②町のネブタは町内に限って許されていたが違反するものが前々よりある、③藩士らが他の町までネブタの丁印を持参し、口論などしないよう二男・三男・召仕の者にきびしく申しつけた、ことがわかる。

藩士らのネブタ参加は禁じられていたにもかかわらず、二男・三男・召仕の者が関与したこと。さらにはネブタの丁印を持ち出し、他町に出向いて口論に及んだ事実が読み取れる。このネブタの丁印とは町名を記した看板ネブタ(角燈籠)、あるいは先頭に立つ高張提灯(別名を町名印)ではないかと思われる。

他の町に出向いて口論をした町とはどのような町なのか図1を参照しながら説明する。在府町はかつて足軽町と呼ばれていた。江戸において召し抱えた侍を弘前に連れてきて住ませたという。中町(仲町)とは、若党町、小人町、長坂町、笹森町など弘前城の北から東にかけて

嘩をしたという構図が浮かび上がってこよう。

安永8年（1779）7月5日の「国日記」には、子どものネブタに藩士の子が加わり、喧嘩・口論になったとある。これを受けて7月11日には次のようにある。

一、例年祢ふた流之儀、町々斗之儀、近来御家中子共入交候故、喧嘩口論等有之候に付、向後御家中幼少之子共銘々屋敷内二而祢ふた流之儀者勝手次第、門外へ出候儀者停止ニ被仰付候、勿論町々も町内切にて他町へ出候儀堅無用、祢ふた流之節木脇差たり共差申間敷、棒・鳶口等持出候儀停止ニ申付候事、相守可申候⁽¹⁶⁾

この史料からは、本来町人だけの行事であるネブタ流しに御家中の武士の参加は制限されていたが、そこに藩士の子どもらが参加して喧嘩口論に及んでいることがわかる。藩士の子どものネブタは屋敷内のみで門外不出、町人のネブタは町内のみ運行とし、木製の脇差であっても腰に差すことを禁じ、鳶口や棒の持ち出しも停止とした。その後、天保13年（1842）6月22日の記事には次のようにある。

前々町々斗之処、近年御家中壮年之子弟并召仕のもの入交候故、喧嘩口論ニ不埒之至ニ候、以来、幼少之子ども等町内限ニ而、祢ふた差出候儀者格別、他町へ往来不致候様、先年も相触候通り、已来祢ふた三尺已上凡手込之細工無用に候、大振之太鼓不相用候様、尤祢ふたへ附添不申太鼓而已打歩行候儀無用候⁽¹⁷⁾

史料では、例年は町人だけのネブタであるが、近年（天保頃）は御家中の壮年の子弟や召仕の者が町の中に入り混じっているため喧嘩口論に及んでいる。子どもの場合は町内に限ってネブタを出すことは許可するが、他町との往来を禁じ、三尺以上のネブタに対して細工を施すことを禁じている。

以上のことから江戸時代におけるネブタ祭りは、眠り流し、七夕祭りとして町人を中心とする行事であり、津軽藩の武士の間では参加を禁止していた。ところが城下に住む津軽藩士らも安永期（1770年頃）から次第に参加におよび、町人と武家の対立・緊張関係からしばしば喧嘩口論を引き起こしてきたことがうかがえる。

享保期の藩主高覧の記事にあるように、18世紀前半のネブタは町人たちを中心とする行事であって藩士ら侍が関与することはなかったのではないか。子どもたちの間では礮打ちや木太刀を用いた小競り合いがあったが、子どもたちがするのは端午の節句に見られるような伝統的な石打ち・印地打ちの習慣を伝承するものと理解できる。⁽¹⁸⁾

ところが18世紀後半の安永期にみられる武家と町人の対立関係が表面化したことによって、二男・三男・召仕ら武家の家人らの行動に規制を加えて城下の秩序維持を強化している。喧嘩ネブタは町人の間に伝わる単なる伝統的な慣習ではなく、武家と商家の対抗関係、武家地と町

人地の関係を背景に喧嘩が展開していると言える。

なぜこの時期に藩士ら武士がネブタに関わるようになったのかは、弘前藩における武家社会の構造と城下町の発展と関係があると推察される。元禄8年（1695）の大飢饉により翌年には藩士の召し放ちが行われ、城下の侍屋敷に空き家が目立つようになった。その後元禄12年にかけてとその後の宝永4年（1707）の二度にわたって藩士らの城内から郭外移転を実施。天明3年（1783）の大飢饉による被害は甚大で、寛政2年（1790）の藩士在方制による藩財政の立て直しが行われた。家臣団を在方に移住させて経済的な自立を目指すものの、これにより再び潰町が現れ、侍屋敷の再編が行われた。⁽¹⁹⁾ この在方令によって弘前城下町は侍町と町人町の配置が大きく変わったが、寛政10年（1798）に在方廃止令により在方から城下に戻ることになると、城下の再編がまた行われた。前述した藩士らのネブタ祭りへの参加が安永4年（1775）であることを考えると、ちょうど飢饉による藩財政の窮乏、そして藩政改革の混乱を経てネブタ祭りへの参加であったことがわかる。侍町と町人の町との複雑な構成がその後の喧嘩ネブタの温床となったとみることもできよう。しかし、なぜ藩士等がネブタ祭りに参加し始めたのか、両者が喧嘩を始めた理由や心理的な背景については今後の課題である。

2 明治時代の喧嘩ねぶた

明治6年（1873）青森権令（県令）の菱田重禧（美濃大垣藩出身）は、ネブタを地方の悪習とみなし、喧嘩を理由に盆踊りも含めて全面禁止にした。禁止の背景には日本が文明国への仲間入りを果たすため喧嘩は野蛮といった考えもあろうが、旧士族たちの明治政府に対する反感がネブタに乗じて暴発するのではないかと、といった県側の危機意識も垣間見ることができる。いずれにしてもこの全面禁止は明治15年（1882）8月2日の「佞武多取締規則」が出されたことで解禁となった。以下にその規則の冒頭部を記す。

第一条 佞武多ヲ出サントスル節ハ左ノ制限ヲ確守シ一毎ニ三人以上ノ取締人ヲ立テ鬭争及ビ公衆ノ妨害等ヲ致シ間敷旨ヲ明記シ戸長ノ奥書ヲ受ケ当日ヨリ三日前右取締人連署ヲ以テ所轄警察署又ハ分署ヘ願出テ許可ヲ受ク可シ⁽²⁰⁾

この規則が出たことでネブタは初めて願出による許可制となった。さらに、取締人を設けて「鬭争及ビ公衆ノ妨害等」しないよう自己規制を努めるよう警察側から指示を出していることがわかる。規則は3条からなるが、重要な事項としては、高さを1丈8尺（およそ5.4メートル）、幅1丈3尺（およそ4メートル）より大きいものは許可せず、高さ1丈（およそ3メートル）、幅8尺（2.4メートル）より小さい場合は願出不要としている。さらに警察から許可が出た場合はその標をネブタの見やすい場所に掲げるよう指示されており、このことは現在も同様である。

明治15年の解禁後から明治22年（1889）の市制施行のこの時期に扇燈籠が増えていくよう

で、この様子は明治末年まで展開していくようである。⁽²¹⁾

また、明治20年代に入ると地域の新聞も創刊され、喧嘩ネブタの様子をつぶさに取り上げている。明治23年（1890）から翌年にかけては弘前の喧嘩ネブタの様子が生々しく書かれ、翌年の8月11日には上町と下町の喧嘩から北辰倶楽部襲撃事件にまで発展する。

〔東奥日報〕明治23年（1890）8月14日（旧6月29日）

○佞武多の大喧嘩（前略） 薪町・茂森町の若者連聯合して佞武多を昇き出し、鍛冶町に於て鍛冶町若者連と接戦に及び、中には刀を振ふて戦ひしもありて、腕を切らるゝもの、頭を切らるゝもの四五人に及べり（後略）⁽²²⁾

〔東奥日報〕明治24年（1891）8月8日（旧7月4日）

○弘前市の佞武多 青森の佞武多や陽気なり、弘前市の佞武多は殺気なり、殺気粉々弘前市にては兩三日諸方より佞武多を昇き出し市中を横行して此処に八棒舞ひを演じ、彼処に八木刀跳りを始め、時に瓦石飛んで傷を負ふもの査公のために追はるゝもの実に物凄き有様なれと口善悪なき人はいひめり、弘前ハ尚武の地、七夕の祭闘争なくんは当年の五穀豊稔ならずと⁽²³⁾

これらの記事内容を見ると、下町に属す薪町（新町）と茂森町の若者が手を結んで、上町の鍛冶町の若者と喧嘩したことがわかる。すでに県庁は弘前から青森に移転し、北海道開拓の要衝の地として発展をみせる青森のねぶたは「陽気」で、旧津軽藩の城下町弘前のねぶたは「殺気」だっているという形容も歴史的推移を考えるとうなずけるものがある。八棒舞や木刀踊りが武術から由来するものだとすれば、喧嘩の背景に旧藩士の明治政府に対する批判的行動があったとみなすこともできる。そこに瓦石も飛んで来るとなれば警察も見逃さないであろう。

しかしながら、その後の「物凄き有様なれと口善悪なき人はいひめり、弘前ハ尚武の地、七夕の祭闘争なくんは当年の五穀豊稔ならず」とあるように、弘前は城下町として尚武の性格があり、五穀豊穰の吉凶占いと喧嘩との関係性をも示唆しており、いずれも伝統的な慣習としての喧嘩を正当化する論調であったことが指摘できよう。

武術道場が関わる事件としては明治24年（1891）8月13日（旧7月9日）に起きた北辰堂襲撃事件が知られている。⁽²⁴⁾ 東長町にあった北辰倶楽部と称する小野派一刀流の道場が、上町の各町内から集まった百余名によって襲撃され、倶楽部の宿直担当者ら3人が軽傷、1人が重傷を負ったという事件である。旧藩士らの多くは武術剣術を活かすために道場という形で新しい時代に順応したが、道場同士の対抗関係と町との関係が大きく関わっているという。⁽²⁵⁾

結局、明治20年代の喧嘩ネブタの横行によって、明治31年（1898）6月に「佞武多取締規則」が改正されることとなった。改正点の主要なことは以下のとおりである。

第一条 倭武多ハ土台ヨリ高サ八尺以下ニシテ、四人以下ヲ以テ昇クモノニアラサレハ、街路ヲ運行スルコトヲ得ス

第二条 前条制限以上ノ倭武多ハ一定ノ場所ニ装置シ、他ニ運行スヘカラス

(略)

第五条 倭武多ヲ昇キ又ハ之レニ附随スルモノハ、刀剣・棍棒其他ノ凶器ヲ携帯スルヘカラス

(略)

第七条 第一条、第三条、第四条、第五条ニ違背シ、又ハ第六条ノ命令ニ服従セザル者ハ、一円以上一円九拾五銭以下ノ科料又ハ一日以上五日以下ノ拘留⁽²⁶⁾

この改正によって従来規則にあった「鬭争及ビ公衆ノ妨害」の自主規制を単に促すだけでなく、暴力行為を未然に防ぐ対策として「刀剣・棍棒其他ノ凶器」の携帯を禁じるとともに、違反者に対して科料および拘留の罰則規定を設けたことがわかる。それはこれまでの規則は効果がなかったということを物語っており、事実明治20年代の喧嘩ネブタの様子がそれを裏付けている。

「弘前新聞」明治40年（1907）8月14日（旧7月6日）

倭武多 昨日正午迄に願出しもの三十二ヶあり、喧嘩は更に無く、唯た一昨夜の九時半頃土手町赤銭湯前にて同町と松森町の少年等が一寸真似事せし位のものなるより、其筋にて大に喜び居る由⁽²⁷⁾

さらに、「弘前新聞」明治41年（1908）8月1日（旧7月5日）にはネブタの数として「弘前市内にて昨日午後四時迄の間に運行許可されし倭武多は四十八にして殆んど皆扇燈籠なり」⁽²⁸⁾と掲載され、弘前では組ネブタが減少し、扇ネブタが主流に向いていることが理解される。

結局、明治期において喧嘩ネブタが一応終息するのは日露戦争後の明治40年代からと理解できる。日露戦争と喧嘩の終息がどのように関係するかは今後の課題と指摘しておこう。

3 大正時代の規制強化

大正2年（1913）8月7日付の「弘前新聞」のなかの「角ッ記」と題するコラム記事を以下に紹介する。⁽²⁹⁾

倭武多喧嘩を野暮だと云ふが、剛健なる郷土の気風は古来倭武多喧嘩に負ふ処多かつたのは争はれぬ事実だと云ふし、大正の今日を倭武多喧嘩的蛮風を要せぬ、併し乍ら郷土の習慣風俗が生まれた「誇り」を減却する事は出来ぬだろう、弊害は飽く迄も除去せねば成らぬと共に倭武多は永久に存在せしむる事が必要だ

記者の主観がかなり入った記事であるが、喧嘩ネブタはこの大正時代にあっては野蛮で到底受け入れることはできないが、剛健の気風や郷土の誇りを失うわけにもいかないというジレンマの様相が見え隠れしている。そこで喧嘩をさせないような工夫と提案を以下のように示している。

組佞武多は元より、扇燈籠でも大きいのに成ると決て喧嘩は出来るもので莫い。喧嘩をする佞武多はホンの目印になるだけだから小さく運び易いのに限られてる、随って大きい佞武多は電線や何かに触れ莫い限りドシドシと許可して貰ひ度い、(中略) 若し広告に佞武多を利用する商店が多くなれば喧嘩する者も尠くなるし、其他諸種の弊害を除く事は出来る上に大きな佞武多も出るだろうから郷土の誇りを永久に盛んならしむる事は出来る

このコラム記事からは、ネブタの喧嘩というのは前ネブタのような小型のものが対象で、大型のネブタを徹底的に破壊するような行為ではなかったということがわかる。また何とかして喧嘩をさせないよう扇ネブタに宣伝広告を入れることも提案している。

この時期の日本社会は、日露戦争、明治天皇崩御、第一次護憲運動、大正政変、大正デモクラシーと内外とも大きな変化にさらされていたと言える。藩閥政治や官僚・軍部に対しても国民からのきびしい批判や視線が注がれる時代となった。その分、国民の言論・集会・結社などの自由な雰囲気と自立に向けた思想的な動きもまた活発化していった時代でもあった。そのような社会背景のなかで、郷土の誇りを保ちつつ野蛮な喧嘩をなくす方向性を本格的に模索していった時代とも位置づけられる。それはこの直後の大正3年の動きによって本格始動することになる。

大正3年(1914)8月23日付の「弘前新聞」に「佞武多に関する注意」と題した取締りに関する一連の記事が掲載された。その概要はネブタが始まる直前に弘前警察署が弘前の各町総代人を集め協議(佞武多協議会)を取り交わし、弘前警察署長名で各町総代人に注意事項を発信したというものである。その内容の一部を以下に記す。

「弘前新聞」大正3年(1914)8月22日(旧7月2日)

佞武多に関する注意

一、佞武多に付ては佞武多取締規則を遵守すべきは勿論、左記事項等に注意を要す

- (イ) 佞武多運行願には其の町内総代人の連署を求め、当署に提出すること
- (ロ) 多額の費用を投し又は広大なる佞武多を作成せざること(高さ四五尺四人持以内を限度とす)
- (ハ) 公安又は風像を害する絵画を描かざること(淫猥なるもの又は生首等の如きもの)
- (ニ) 凶器、棍棒、瓦礫等を携帯すへからざること
- (略)

- (へ) 運行に際し、佞武多相互行遭ひたるときは場所の如何を問はず互に右側に避け秩序ある避讓の美德を遺憾なく發揮する
(略)
- (チ) 従来行はれたる佞武多に伴ふ喧嘩は時代に伴はざるのみならず人道に悖ることを自覚し、互に相戒め万一粗暴の行為を為す者を出さば是吾佞武多の不名誉なりと深く顧み正しき人道の上に樂を供にすること
(略)
- (ル) 佞武多運行は二十四日より二十六日まで三日間当所に於て時間通路を定め運行を指揮すべきを以て当日は指定の時間場所に集合し指持を待つこと
(以下略)⁽³⁰⁾

この注意事項に続いて「佞武多取締規制」として全7条が記されている。その条文を簡単に述べると1条では高さや人数制限(土台より8尺以下、4人以下のかつぎ)。2条は前条以上の佞武多の安置義務と運行制限。3条は願出許可の申請方法。4条は佞武多を街路に出す者への規制(金品請求、佞武多運行の制限時間午後12時まで、速く走らせる疾駆の禁止)。5条は佞武多の担ぎ手の凶器を不携帯(刀剣、棍棒、其の他)。6条は警察署で必要と認めた場合の運行停止。最後の7条は料料または拘留の罰則規定を定めている。

これまでの喧嘩ネプタについては、伝統と習慣という名のもと、根本的な対応をしななかったのが現状であった。騒動が起きれば警察の出動はあったものの、違反者を取り締まるのが精いっぱいであった。しかし、第一次世界大戦参戦の大正3年の夏、ネプタ祭りは「時代錯誤、非人道的、不名誉」といった観念的教化を強調しつつ、右側通行、合同運行が制定された。大正3年の取締り規制はこれまでにない姿勢で行われ、翌年もまたこの方針を展開させ、取締り強化の方向が打ち出されている。

「弘前新聞」大正4年(1915)8月10日(旧6月30日)

▽弘前警察署の意嚮

(前略) 先般来各町総代及消防役員と協議せる結果、運行に関して左の如き注意を為し、之れに依て取締する方針なり、(中略) 故に各町総代、消防役員と協議し、各新聞社の援助を乞ふて之を実現せんとする者にして、佞武多其物に就いては其粋を永久に保存せんとするに外ならず、協議の当時、中には運行に就いては万事放任す可しと云ふ説もあり、各町毎に総代を立て警察の監督の下に運行せんと云ふもありしかど、結局五部に分ちて各部々々に就いて監督する事となりたりと注意書に付き説明する所ありたるが、扇燈籠の高さは担棒の肩の所より上に四尺と限定せるが、要するに警察の意嚮は佞武多喧嘩の動機原動力が扇燈籠運行に際して両者の衝突により煮起する者と認定し、扇燈籠の高さを抑制せるが如し(下線部筆者)⁽³¹⁾

警察の目的は、注意書を示してそれに従って規制をするガイドラインの制定にあった。下線部に示したように、喧嘩の防止をねらいとし、郷土の誇りであるネブタそのものを廃止するものではないことを基本に置いている。さらに警察、消防、新聞社との連携協力を要請し、弘前を五つのブロックで監督することが確認された。印象的なのは、ねぶた喧嘩の衝突の最大の原因は、巨大化した扇燈籠の両者のすれ違い運行であると断定している点。そのために扇燈籠の高さを4尺（約1.2m）と定めたことがわかる。

注目すべき事項は、前記した注意と取締りに続く「佞武多運行順序」の指定である。大正期にこのような合同運行のスタイルができたが、その内容を簡潔に示すと以下ようになる。⁽³²⁾

8月15日

午後7時 玉成小学校前濠端より裁判所方面 第一部より集合

午後7時30分進行開始 裁判所→市役所→親方町→本町→新寺町→土橋通り→茂森町→新坂→鷹匠町→新町→誓願寺前→袋町→紺屋町→亀甲町→蔵主町→元寺町→警察署前にて解散

8月16日

午後7時 玉成小学校前濠端より裁判所方面 第一部より集合

午後7時30分進行開始 裁判所→朝陽小学校→本町→一番町→百石町→徒町橋→上瓦町→土手町→住吉町師団司令部通り→富田町→松森町→代官町→和徳町→北横町→治療院前→寿町→東長町→元寺町→警察署前にて解散

8月11日から始まったネブタ祭りは11日から14日までは各町内で自由運行と定められ、ナヌカビの前15日と16日を合同運行とし、そのコースを警察主導で前述のように決定した。自由運行から合同運行の設定は、警察側の取り締まりや監視を優位に進める喧嘩防止対策であったことは確実である。

4 喧嘩ネブタから審査会へ

大正3年から4年における弘前警察署のネブタ祭り取締りの強化策は、従来の伝統的なネブタ祭りと異なるものとして反論するものも少なくなかった。「弘前新聞」大正4年8月18日（旧7月8日）の最終のナヌカビを終えた翌日の新聞に「七夕祭 青森化せる佞武多」と題する記事が掲載されている。

（前略）弘前の佞武多は喧嘩が激しいから困るのである、今年は五日と六日の両日、各町内の佞武多があんなに揃って運行（あるい）て、一晩も喧嘩が無かったのは、非常に喜ばしいが其代り軟化墮落した事夥しい、所詮青森風に俗化し、頗る現代式になった、之は寧ろ進歩でなく退歩だ、其澄抛には下らぬ下品な広告佞武多や消防の喇叭迄聞かされる様にな

った、之等は古来の美風を保存するものでなくて破壊するのである（略）⁽³³⁾

ここでいう「青森化」とは広告佞武多の出現や、消防ラッパを用いた派手なネブタ運行を指し、本来の美風を保存するものではなく破壊するものだと主張する。この新聞記事の背景には、決して喧嘩を是認するものではないが、武の真髓がないとして伝統的な意気ある美風を求めていることがうかがえる。

この後も喧嘩は絶えることはなく、昔ながらの弘前の喧嘩ネブタは続くことになる。

〔弘前新聞〕大正6年（1917）8月21日（旧7月4日）

新曙町の佞武多喧嘩

町内に飾り置かか運行するの二派になり、運行したい人が松森町へ運行、松森町の佞武多と行きあい、なぐり合いとなる。新曙町の乱暴者なる佐藤（22）、笹村（17）、吉田（23）、笹村（22）⁽³⁴⁾（原文氏名掲載、括弧内年齢）

ここに乱暴者として出てくる4名はいずれ10代後半から20代前半である。年齢にバラツキ感はあるものの、総じて若い世代が多いことに気づく。

もう少しこの時期の詳しい喧嘩の様子を新聞記事から抜粋してみたい。

〔弘前新聞〕大正7年（1918）8月12日（旧7月6日）

昨夜の喧嘩

市内仲町組と鍛冶町組の間に佞武多の関係上多少感情を害し居るなり、互に相当警戒をなしつゝありて仲町組の主力は旧招魂堂跡に集合し策戦を計画し鍛冶町も戦闘力を十分に配備し居りしが、仲町組は一昨夜の十時過運行順路を間違ひて百石町大和館前に出たる時、鍛冶町組と遭遇したれば、鍛冶町組は待つて居ましたと言はん許りに敵陣に切込みたれば、仲間小勢なりとも何にを見参なれと応戦し、十手・棍棒等入り乱れて勇戦せるも遂に衆寡敵せず、仲町は二三軽微負傷者を出し佞武多一個を破壊されて退却となせるが野次馬多く群がりて一時は中々の騒ぎなりしと云ふ⁽³⁵⁾

仲町組と鍛冶町組の喧嘩であるが、「多少感情を害し居る」とはどのような感情なのであろうか。もともと仲町組とは若党町、小人町、長坂町、笹森町など弘前公園北側を出た地域で、現在仲町伝統的建造物保存地区に選定されている旧武家屋敷地域にあたる。一方、鍛冶町組は鎧をつくる鍛冶職人として本町付近に本来あったようであるが、隣接する今の鍛冶町に移った。上町に属す職人町である。

ここでいう佞武多の関係上の多少の感情とはこうした武家町と職人町という身分的な差が背景になっていることが言える。明治21年に宇和野と呼ばれた今のりんご公園にあった招魂堂

を現在の市役所のある上白銀町に移転する。招魂堂はさらに明治43年に弘前公園内に弘前招魂社として移され、昭和14年には護国神社として指定を受ける。旧招魂堂とは弘前公園の招魂社、すなわち護国神社の地に移る前の上白銀町にあった招魂堂のことをいうのであろう。上白銀町の旧招魂堂付近から鍛冶町とは目と鼻の先にある。しかし、仲町組が運行順路を間違えて百石町大和館（現在のコスモ石油付近にあったとされる映画館か）で鍛冶町組と遭遇して喧嘩になり仲町組で負傷者が出て、ネブタが破壊されたいきさつが報道されている。

昭和初期に入ると、派手な睨み合いや対峙はあったようであるが、その多くが警察側によって退散させられている。未然に喧嘩を防いだ一つの理由が合同運行を導入し、ネブタの優美さや運行のまとまりを競う弘前商工会主催の審査会の導入であった。

審査会の導入は昭和4年8月5日（旧7月1日）の夜からであった。それに先立つ8月4日午後3時より会議室にて事前の会合を開会し、宮川商工会会長ら16名でネブタの技巧および運行方法など、賞の審査決定方法を審議したとある。⁽³⁶⁾ その結果、技巧の審査は5日、6日の両日午後8時より10時まで郡農会構内を会場に、台より6尺以上のものを形状・意匠・技術の3つの方面から見て各10点満点として30点を委員の投票によって採点することとなった。また、行列は7日朝10時、公園大手門において行列および仮装を見て採点することとなった。賞金はどちらも同日午後岩木橋の上で各組代表に授与し、運行は警察署と協議の上決定することとなった。

この審査会実施の反応を新聞記事から確認するとこうである。

「弘前新聞」昭和4年（1929）8月7日（旧7月3日）

「懸賞のおかげが佞武多は大賑ひ 郡市部併せて既に百近い
近年稀なる多数の見込み」（見出し）

ネブタの数も又例年ならば四日目位になつてそろそろ出揃ふ有様なのが、今年はまだ昨日迄に弘警から運行許可を請けたもの市部郡部で九十二の多数に上って居るから四五日目の絶頂頃は近年稀な多数に上る見込みである⁽³⁷⁾

効果は抜群であったように思われ、最終的には200近い運行があったと数字を挙げている。しかし、実際には「商工会の審査などは真平だ、指定の審査場なんか集まるもんか」という参加者の本音も記されていて、主催する商工会側と参加する市民の間に意見のズレ、対抗意識があったことがわかる。事実、昭和4年のネブタ祭りでは懸賞のおかげでネブタの数は増えたが、物騒な状況は実はいくつも起きており、新聞でも連日報道しているが、警察側の努力で未然に防いだものも多い。

昭和初期の「弘前新聞」の見出しを並べてみる。

昭和2年（1927）8月3日

「ネブタ第四日 新寺町で衝突 石合戦で物分れなる 野次馬依然多い」

昭和3年8月20日

「ネブタ喧嘩は石合戦で物分れ 運よく警官隊の出勤で事を未然に防ぐ」

昭和4年8月8日

「そろそろ始まった 倭武多喧嘩 一昨夜辻坂上で小競合ひ 数も相当出揃ふ」

昭和4年8月9日

「前哨戦も終わり和徳通りに対陣」

昭和4年8月10日

「血の雨を降らす 倭武多喧嘩」

昭和4年8月11日

「倭武多喧嘩で更に検束3名 衝突せぬが依然として形勢不穏で唐金橋で睨み合ふ」

ここに書き上げた見出しだけでも、「物分れ」「未然に防ぐ」「小競り合ひ」「対陣」「睨み合ふ」という言葉が象徴しているように、にらみ合いで対峙するが実際は警察や消防らの取り締まりで退散させられている。

商工会で審査会を導入していこうとする向こうを張ってか、喧嘩の動きも活発になっていることがうかがい知れるのである。詳細は省くが、対峙する場所の特徴を少し取り上げてみると一連の対立と緊張関係は、土淵川であれば唐金橋、朝陽橋が川を挟んでの対峙場所に選ばれ、さらに土淵川にほど近い辻坂、本町坂、新町坂と坂の上と下での対峙が多く見られる。

川を挟んでの対峙はそのまま、侍町の下町と町人職人町の上町との地域意識を背景に生じる対抗関係だとも言える。

審査会の導入によって喧嘩のエネルギーをコンテストに向けさせようというまさに同じ年に警察の必死の対策によって喧嘩騒動を未然に防いできたが、弘前最後の大きな喧嘩ネブタといわれている昭和8年8月25日（旧7月5日）はどうにも止められなかった。

「弘前新聞」の見出しは、「血の雨降らす大喧嘩 和徳町朝陽橋を中心にして上町下町大格闘」と物々しい様子を伝え、「二日目の昨二十三日夜中から翌三時頃まで今年のトップを切る」と続く。その概要は以下の通りである。

上町組約100名 久一呉服店前戸板を楯に竹槍、下町は80名位で鷺尾商店前に陣取る。街灯の電線を切断し朝陽橋を挟んで石合戦をした。下町組は橋を越えて接戦、上町組はネブタを奪われ後退を余儀なくさせられ、下町組もネブタを奪われ薬王院に逃れることに。

24日から25日の明け方午前1時半頃、上町側約100名が今度は辻坂の新若松楼前に集合し、二隊に分けて前衛後衛で戦う。とりわけ朝陽橋をはさんでの石合戦は激しかったとある。

しかしながら、昭和8年の喧嘩を最後に昭和9年以降、ネブタの運行出願数が減少する。その前の昭和4年（1929）9月の世界恐慌以降、日本経済も打撃を受け、東北地方も経済は疲弊する。昭和5年は新聞の記録がないため状況は不明だが、翌昭和6年もひっそりとしていたようである。昭和9年のネブタ運行出願数の減少理由は、未成年を不許可にしたことが響いているという。昭和12年7月7日の日中戦争の始まりに対して、戦争状態に

あるなかで8月のネブタ祭りは自発的に中止している。戦後、ネブタ祭りの復活に際して、戦前のような派手な喧嘩は影を潜め、大きな事件はなくなった。

おわりに

これまで江戸時代の津軽藩の藩庁日記である「国日記」と近代の新聞資料を通じて、町人たちの伝統的な眠り流しから武士の関わり、さらに喧嘩ネブタの動向を追いかけて、これらの規制取締りによって次第に変容するネブタ祭りを検証した。

18世紀前半の享保期、津軽藩主の高覧で指摘したように、ネブタ流し（眠り流し・七夕祭り）は伝統的な民俗慣習として町人の間で行われていた行事であった。藩士ら武家はネブタ祭りに直接関与しないというのが本来の姿のようである。しかし、18世紀の後半の安永期あたりから武家の子どもたちや武家の二男・三男・召仕の者らのネブタ参加が見られるようになる。その背景には、度重なる飢饉と財政的危機のなかで藩士らをめぐる改革の波が町人と武士の間の身分的な緊張関係を強め、喧嘩ネブタを引き起こす原因となったのではないかと推察する。

明治になって旧藩士らは各流派の道場を形成し、それと町との関係のなかで喧嘩につながった形跡がある。一方、明治15年にはネブタ参加は願出許可制に移行し、以後喧嘩ネブタの規制取締りが警察によって進展した。

大正期に入ると取締りはさらに強化されたものの、郷土の伝統・慣習を失くすことへの異議や不満、規制への反感も同時に確認できた。大正3年の警察による詳細なネブタ運行に関する「注意事項の取り決め」は、協議会方式を設け相互納得の上の取り交わしとなりその後のネブタ祭り運行のガイドラインとなった。ネブタの運行も自由運行から合同運行のスタイルが導入され、警察側に有利な形でネブタ祭りが運営されていったといえる。

一方で、一連の規制に反感を持つものもあり、大正から昭和にかけては上町・下町の対峙の中にいち早く警察が割って入って喧嘩を未然に防ぐといった取り締まり規制が強化されたが、昭和8年8月25日未明の「朝陽橋の石合戦」は弘前最後の大きな喧嘩となった。

昭和11年8月、秩父宮殿下・同妃殿下が弘前を訪れネブタを台覧した。亀甲門前5万人が集まり、30余りのネブタが集結した。殿下・妃殿下をお招きするにあたって市役所は運行時の掛け声の一つ「やれやれよー」を中止した。さらに新聞報道の資料をみると「ネブタ」ではなく「ネプタ」と一斉に記述を変えた。青森でも「ネプタ」としている。⁽³⁸⁾

その後、戦時体制のなかでネブタ祭りも一時中断、昭和19年に再開した時期もあったようだが、ネブタ祭りの本格的な復活は昭和22の昭和天皇の行幸を経てからである。この時期すでに喧嘩の勢いはなく、普通のネブタ祭りに変容したといえる。⁽³⁹⁾

弘前のネブタ祭りが全国的に「見せる祭り」として大きく変化したのは昭和55年（1980）1月28日に重要無形民俗文化財に指定され、NHK等で大きくテレビ放映されてからである。明治から昭和初期の喧嘩ネブタは大勢の野次馬が近在から見に来るといった状況を作っていたが、弘前の人びともまた喧嘩ネブタを見せることに誇りと意地をもって臨んでいたに違いな

い。その背景には、勇壮果敢で熱気あふれる弘前の尚武の気質を見せようとする伝統が存在した。その気風が規制取締りの対象となり、審査会方式によるコンテストが導入され、構造・絵・運行・囃子の良し悪しを競う競争へと変容した。

結局、眠り流しは町人の中の伝統的な民俗慣行であった。ところが武家と町人の身分社会と都市構造の変化のなかで対立対抗意識が生み出され、近代以降は上町と下町の町の歴史や由緒が対立対抗意識を創出し、川や坂を前にして両者が対峙する関係が構築された。喧嘩ネプタの取締りは伝統的な郷土の誇りや気風を失うものとして批判もあったが、願出制や合同運行といった合理的なスタイルへと変容を遂げ、最終的には「見せるネプタ祭り」として審査会方式を導入する。これまでの喧嘩による対立対抗意識のエネルギーは、コンテストという形で取り込まれ、結果として戦後の観光ブームのなかで定着し、喧嘩防止が成功したといえよう。

現在ではかつてのような大規模な喧嘩はないが、主催者側とネプタ参加者の間では規制緩和や条件設定をめぐる対立関係の構図は消えてはならず、この緊張関係がより良い祭りを作り、観客に見せようとするネプタ祭りの都市祭礼としての活力になっているともいえる。

【注】

- (1) 柳田國男や折口信夫が日本の神観念に関して祖霊信仰やマレ人論など独創的な理論を展開したのに対して、歴史学の立場の和歌森太郎や萩原龍夫は、宮座や氏神・氏子に着目し、神社祭祀の組織や地域社会との関係を古代氏族制度や中世村落や近世村落の形成と結びつけて歴史的に明らかにしようとした。一方、宗教学の柳川啓一は、「親和と対抗の祭—秩父神社夜祭」『思想』582号、1972年、(『祭と儀礼の宗教学』所収、筑摩書房、1987年)のなかで、祭りの対抗関係に注目し、社会学の藺田稔も「祭—表象と構造—」(田丸徳善・村岡空・宮田登編『日本人の宗教』2、校成出版社、1972年)によって革命と遊びの要素に祭りの類似性を指摘している。こうした社会学や人類学的な視点は、文化人類学の米山俊直が示した『都市と祭りの人類学』河出書房新社、1986年、和崎春日『左大文字の都市人類学』弘文堂、1987年に詳しい。
- (2) 分化の変容や伝播に関して近年盛んに研究が進み、阿南透「伝統的祭りの変貌と新たな祭りの創造」(小松和彦編『祭りとイベント』小学館、1997年)、阿南透・内田忠賢・才津祐美子・矢島妙子「祭りの『旅』—『ねぶた』と『よさこい』の遠征・模倣・移植—」(『旅の分化研究所研究報告』第9号、2000年)、松平誠『祭りのゆくえ—都市祝祭新論』中央公論新社、2008年、中野紀和もまた「祭礼研究の現在—祭礼と都市祭礼—」で研究動向を詳細に検証している。
- (3) 阿南透「青森ねぶたの現代変容」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第103集、2003年)。
- (4) 元弘前市生涯学習課職員からの聞き取りによる。
- (5) 小山隆秀「うろつくネプター—青森県津軽地方のケンカネプター—」(『青森県の民俗』第8号、2008年、158頁)。
- (6) 網野善彦「飛礫覚書」(『中世の飛礫について』(『異形の王権』所収、平凡社、1986年、117～157頁)。
- (7) 澤登寛聡「一揆・騒動と祭礼」(『江戸時代自治文化史論』所収、法政大学出版局、2010年、274～275頁)。
- (8) 柳田國男「眠流し考」(1916年)(『定本柳田國男集』第13巻所収、筑摩書房、1970年、76～94頁)。ここには全国各地の眠流しまたはそれに準ずる事例を数多く紹介しており、子どもの関与すること、人形を水に流すこと、髪を洗うこと、七夕祭りのことなど多くのことに触れている。しかしながら柳田のこの論考のなかに「喧嘩」との関係性は一切触れていない。

- (9) 秋田県竿燈は明治以降の名前で、かつてはねぶり流し。能代のねぶ流し、鹿角の花輪ねぶた、群馬のねぶと流し、埼玉羽生のねばけ流し、長野のおねんぶり流し、愛知のねぶち流しなど全国的に見ることができる。子どもが中心的な役割を果たしていることと、地域内をめぐった後、ねぶたや笹を川や海に流す。
- (10) 比良野貞彦「奥明図彙」(青森県立図書館郷土双書5『奥明図彙』、1973年)。
- (11) 「国日記」享保5年(1720)7月6日条
- (12) 「国日記」享保7年(1722)7月6日条
- (13) 「国日記」元文4年(1739)7月6日条
- (14) 網野善彦は『異形の王権』平凡社、1986年、127頁のなかで、飛磔打ちについて次のようにのべた。① 子どもの遊びとしての石合戦、② 祭礼・婚礼などのハレの行事に当たっての石打ち、③ 一揆・打ちこわし・騒動などにおける石磔、④ 弱者に対する磔、⑤ 手向けの磔、天狗磔などのような神意・超人的なものに関わる飛磔、⑥ 忍者など飛磔の名手の存在、と分類している。
- (15) 「国日記」安永4年(1775)7月7日条
- (16) 「国日記」安永8年(1779)7月11日条
- (17) 「国日記」天保13年(1842)6月22日条
- (18) 中沢厚『つぶて』法政大学出版会、1981年。
- (19) 長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、2004年、119～123、149～152頁。
- (20) 「佞武多取締規則」明治15年(1882)8月2日、甲第137号(『青森県警察史』上巻、1973年、719頁)。
- (21) 「茂森津軽ネプタ愛好会 茂森町とねぶたの歴史」
- (22) 「東奥日報」明治23年(1890)8月14日(旧6月29日)
- (23) 「東奥日報」明治24年(1891)8月8日(旧7月4日)
- (24) 藤田本太郎『ねぶたの歴史』弘前市立図書館創立70周年記念版、弘前市立図書館後援会、1975年、124～151頁。
- (25) 小山秀隆「争うネプタの伝承—青森県津軽地方のケンカネプター—」(河西英通・脇野博編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活』第3巻、清文堂、2008年)、笹原茂朱『ねぶた祭り 明治・大正・昭和』少年社、1982年。
- (26) 県令第38号、明治31年(1898)6月29日(『新編弘前市史』資料編4、近現代編1、1997年、921～922頁)。
- (27) 「弘前新聞」明治40年(1906)8月14日(旧7月6日)
- (28) 「弘前新聞」明治41年(1907)8月1日(旧7月5日)
- (29) 「弘前新聞」大正2年(1913)8月7日(旧7月6日)
- (30) 「弘前新聞」大正3年(1914)8月22日(旧7月2日)
- (31) 「弘前新聞」大正4年(1915)8月10日(旧6月30日)
- (32) 前掲註31と同じ。
- (33) 「弘前新聞」大正4年(1915)8月18日(旧7月1日)
- (34) 「弘前新聞」大正6年(1917)8月21日(旧7月4日)
- (35) 「弘前新聞」大正7年(1918)8月12日(旧7月6日)
- (36) 「弘前新聞」昭和4年(1929)8月5日(旧7月1日)
- (37) 「弘前新聞」昭和4年(1929)8月7日(旧7月3日)
- (38) 「弘前新聞」昭和11年(1936)8月17日(旧7月1日)
- (39) 「東奥日報」昭和22年(1947)8月7日、この年、6月より東北地方巡行の途にあったが、7月末から8月1日の豪雨により田畑の被害が相当でた。天候不順を理由に行幸取りやめ、ネプタ天覧も中止とする方向に傾きかけた。天皇は11日に弘前に入り、その夜宿泊所となった弘前公会堂二階から組ネプタを御覧になったという「陸奥新報」「東奥日報」の記事がある。